

大船渡市ふるさとテレワークセンター運用方針

平成31年3月28日制定

令和4年3月16日改正

大船渡市ふるさとテレワークセンター（以下「センター」という。）（※）は、地元の事業者・市民・小中高生等（以下「市民等」という。）やITエンジニアにテレワークの環境を提供するほか、市民等とITエンジニアがITに関するスキルやアイデアを持ち寄り、学び合い、それぞれの仕事や暮らしを豊かに育む拠点です。

本運用方針は、市民等の「居場所」としてのさらなる価値を育むことを目的として、次のとおり定めるものです。

※テレワークセンターとは、「オフィス環境が整った施設で、基本的には複数の企業・個人が利用する共同利用型のテレワーク施設」のことをいいます（総務省テレワーク総合情報サイト「平成28年度予算ふるさとテレワーク推進事業Q&A」より）。

1. センターの設置目的及び将来像

（1）設置目的

ITに関する事業者の事業活動、市民等の人材育成及び交流の場を提供するとともに、IT関連企業等を誘致することを通じて、本市のIT関連産業の振興や新たな仕事づくりを促進することを目的とします。

（2）設置目的が達成されている状態のイメージ（ビジョン）

大船渡市を「学びたいことが学べる、働きたい仕事ができるまち」（※）にすることを目指します。

※出典：H27 大船渡市人口ビジョン「H25年度気仙管内高等学校の1、2年生を対象に実施した進学・就職に関するニーズ調査によると、…『地元でなりたい職業に就くための教育が受けられ、そのまま国内外の大企業とも一緒に仕事ができるような職場がある場合、地元に残る』との問に対しては76.2%が『残る』と回答している。若年層の人口流出を抑制するためには、高等教育や職業教育などの学ぶ場とともに、やりがいのある仕事場の確保が必須であり、このことが若者の転出を抑制する重要なポイントである。」

2. センターの概要等

（1）名称

大船渡市ふるさとテレワークセンター

（2）所在地

大船渡市盛町字馬場23番地7 盛中央団地（※）1号棟1階

※大船渡市営住宅条例別表に定める公営住宅の目的外使用（地方自治法第238条の4第7項）

（3）開所年月

平成27年12月14日

(4) センターの概要

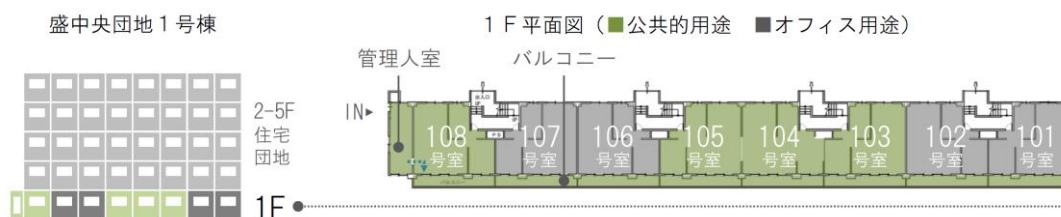
① センターの構成等

ア. 構成

部屋等	用途	面積
101 号室	I T 関連企業オフィス	53.0 m ²
102 号室	I T 関連企業オフィス	53.0 m ²
103 号室(※)	グループワークスペース (オンライン会議等)	53.0 m ²
104 号室	I T 人材育成スペース (プログラミング学習等)	53.0 m ²
105 号室	コワーキングスペース (テレワーク利用等)	53.0 m ²
106 号室	I T 関連企業オフィス	53.0 m ²
107 号室	I T 関連企業オフィス	53.0 m ²
108 号室(※)	交流スペース (I T エンジニア等との交流等)	53.0 m ²
管理人室	出入口	17.4 m ²
バルコニー	通路	83.0 m ²
延床面積		524.4 m ²

※トイレ及び給湯設備のある部屋

【概要図】



イ. 経過

(ア) 平成 27 年 12 月供用開始 (106~108 号室及び附帯バルコニー、管理人室)

平成 27 年 8 月に N T T コミュニケーションズ(株)、大船渡市、富士ソフト(株)、(株)地域活性化総合研究所、(株)情報通信総合研究所の 5 者が締結した「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業 (総務省委託事業) に関するコンソーシアム協定書」に基づき、民間主体で整備 (内装及び設備) し、同年 12 月に供用開始しました。

なお、コンソーシアムは、令和 4 年 2 月現在、協定書第 5 条に基づき地域実証事業の完了に伴い自動的に解散したものと解されます。

【協定の構成員の業務分担 (原文を転記)】

N T T コミュニケーションズ(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業全般の管理・統括、実施計画の策定 ・委託事業運営 (定例会開催等) ・地域フィールド調整及び拠点整備 ・テレワークシステム及び生活直結サービスの設計・構築・運用・保守 ・共通基盤実証事業との調整及び連携 ・事務的処理対応
大船渡市	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設 (建屋) の提供 (市有住宅 1 階) ・移住者宿泊施設の提供

富士ソフト 株	・大船渡への進出企業（ニアショアによるソフトウェア開発もしくは本社業務（事務業務等）を実施）	
株地域活性化 総合研究所	・運営 ・移住者サポート、地域コンシェルジュ ・ワークショップなどのイベント企画・運営 ・プロモーションビデオの作成	
株情報通信 総合研究所	・実証検証方法の検討及び設計 ・実証検証	・現地調査 ・調査報告書作成

(イ) 平成 30 年 3 月第 1 次拡張部分の供用開始（103～105 号室及び附帯バルコニー）
地方創生推進交付金事業「ふるさとテレワーク普及促進・地場産業連携促進事業」
を活用して市が拡張整備（内装及び設備）し、平成 30 年 3 月に供用開始しました。

(ウ) 平成 31 年 3 月第 2 次拡張部分の供用開始（101～102 号室及び附帯バルコニー）
地方創生推進交付金事業「ふるさとテレワーク普及促進・地場産業連携促進事業」
を活用して市が拡張整備（内装及び設備）し、平成 31 年 3 月に供用開始しました。

② 設備概要

電気設備、空調設備、通信設備、水道設備等（※）

※総務省大臣官房会計課から貸与を受けている物品は次のとおりです。

- ・遠赤外線輻射式セラミックヒーター アイエフ サンラメラ 1200W 型（06SUN02-1201W 型）× 3 基
- ・エアコン 三菱 MSZ-KXV4016-W× 3 基

③ その他

駐車場	盛中央団地の共同施設として整備した駐車場のうち、大船渡市が指定した区画について、使用することができます。
公共交通	J R 大船渡線「田茂山駅」から徒歩約 4 分です。
避難場所（津波によるもの）	東日本大震災における津波により浸水した区域に位置するため、津波注意報等発令時は、リアスホール（盛町字下館下 18 番地 1）に避難します（徒歩約 12 分）。

3. 運用方針

公の施設と同様に、利用に関する公平性の確保と、設置目的が達成されている状態（1（1））を目指しつつ、次のとおり運用するものとします。

（1）空間を「居場所」に変えていく

「居場所」とは、受容性が高く居心地の良い場所（※）のことです。

そのため、一定の秩序は必要ですが、過剰にコントロールしようとするのではなく、「利用者自らが居場所へと育てていく状態」をどのように創出するかを考えながら運用していきます。

※例：人の想いと生き活きとした活動が加わる場所、時間があると足を運んでしまう場所等

(2) 共創の場をつくる

「共創」とは、人と人が互いの個性や価値観を認め合い、共に新たな価値観を創造することです。

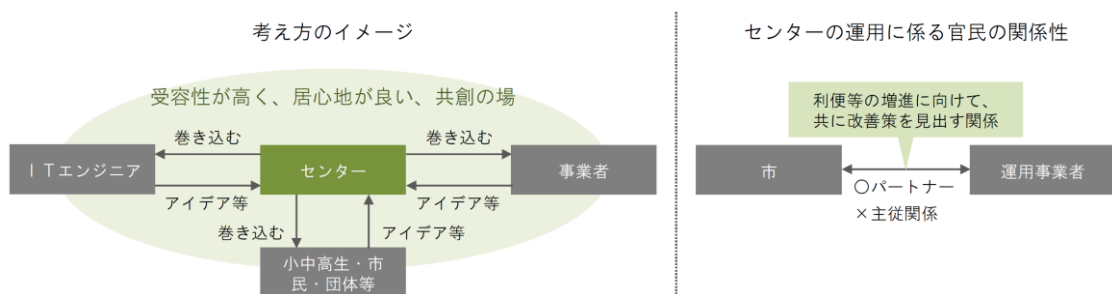
I Tエンジニアや事業者、小中高生、市民等が I Tに関するスキルやアイデアを持ち寄り、学び合い、それぞれの仕事や暮らしを豊かにする場所となるよう、運用していきます。

(3) 空間の特徴を最大限活かす

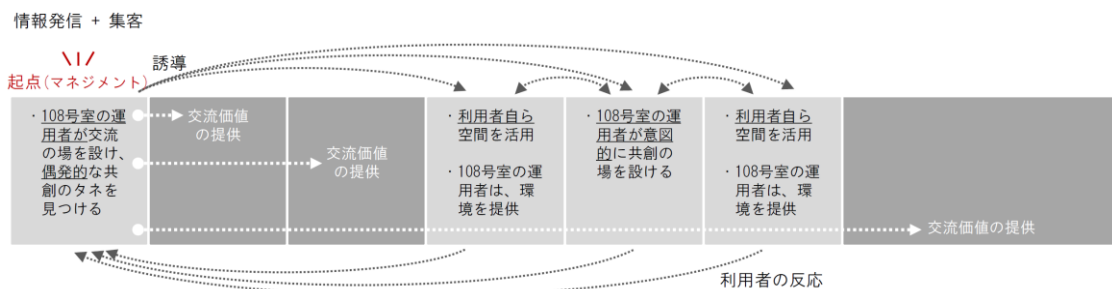
「空間の特徴を活かす」とは、利用者のニーズを取り入れつつ、施設の目的を踏まえて、独自の運用を確立することであり、そのためには、利用者のニーズに対しては、設置目的と大局で離反していない限りにおいて、より良い運用に繋がる動機として受け止める姿勢が大切です。

生じたニーズや起こり得るニーズ、それらを達成するための課題を整理するとともに、「施設の特徴を踏まえてどのように取り入れるか」を考えながら運用していきます。

【考え方のイメージと官民の関係性】



【運用イメージ】



【施設の特徴の例】

特徴	取り入れる	工夫を要す
各部屋が独立	・ 部屋間で活動等が混ざらない	・ 部屋間の交流が起きにくい
I T関連企業が入居	・ I Tエンジニアと市民等との交流に繋げることで、課題解決のアイデアが生まれる可能性が高まる。	・ 静かな居住環境を求める団地住民にとっては、センター内での会話等がうるさく感じられる場合がある。
上階が住宅団地	・ 利用者と団地住民との交流に繋げることで、センターならではの運用アイデアが生まれる可能性が高まる。	

4. 運用の主体者（運用事業者）

地方創生推進交付金事業「ふるさとテレワーク普及促進・地場産業連携促進事業」を踏まえた自走化を図るため、センターの運用の起点となる 108 号室の利用者が主体的に運用する体制とします。

5. 運用方法

「IT 関連企業オフィスの用途に使用する部屋」と「その用途以外に使用する部屋」のそれぞれの運用方法について、次のとおりとします。

（1）IT 関連企業オフィスの用途に使用する部屋

① 対象となる部屋

2（4）①アのとおりとします。

② 部屋の使用に係る許可手続き及び使用料

盛中央団地の目的外使用許可に関する事務取扱要綱の規定（※）によるものとします。

※目的外使用の許可期間は 1 年を超えることができないため（大船渡市財務規則第 186 条第 2 項）、許可期限後も使用しようとする場合は、あらためて目的外使用の許可に係る手続きが必要です。

③ 部屋の使用者が使用する駐車場

盛中央団地の共同施設として整備した駐車場のうち、大船渡市が指定し、かつ、許可した区画について、使用することができます。

（2）（1）の用途以外に使用する部屋

① 対象となる部屋

2（4）①アのとおりとします。

② 市民等の利用について

ア. 市民等の利用について

市民等に対して無料で開放します。ただし、センター利用者や団地住民の利便や健康、生活の充実等の増進に資する附帯サービスについては、大船渡市が適当と認める場合（※）に限り、有料で提供することができるものとします。

※大船渡市財務規則第 186 条第 1 項各号

イ. 開館時間及び休館日

次のとおりとします。ただし、「3. 運用方針」を踏まえて、適宜見直すことができるものとします。

項目	内容	適宜見直しに係る視点
開館時間	午前 9 時から午後 6 時まで	利用ニーズに応じた時間帯とする等
休館日	土日、国民の祝日に関する法律による休日、年末年始及びお盆期間	利用の少ない曜日を休館とする等

③ 運用に係る業務

ア. 基本的業務

次のとおりとします。ただし、「3. 運用方針」を踏まえて、適宜見直すことができるものとします。

また、市と運用事業者との役割分担については、毎年度調整するものとします。

管理業務	・清掃、施錠管理、廃棄物管理
利用者の受付・利用促進・安全確保等業務	・利用者の受付、施設利用案内、利用者データ管理（男女別、年代別、イベント別、曜日別、時間帯別）、電話問い合わせ対応、通信環境管理、冷暖房管理 ・利用促進に向けた公式ホームページ及びSNS等による情報発信 ・防火及び防犯対策、それら対策に係るIT関連企業オフィス使用者との調整 ・災害発生時における利用者の避難誘導

イ. 利便増進業務

運用事業者は、「1. センターの設置目的及び将来像」の達成に向けて必要となる利便増進業務について、可能な範囲において、大船渡市やIT関連企業オフィスの使用者等と協議しつつ、実施に努めるものとします。

④ 部屋の使用に係る許可手続き及び使用料

民間事業者がその事業の用に使用する場合においては、盛中央団地の目的外使用許可に関する事務取扱要綱の規定（※）によるものとします。

※目的外使用の許可期間は1年を超えることができないため（大船渡市財務規則第186条第2項）、許可期限後も使用しようとする場合は、あらかじめ目的外使用の許可に係る手続きが必要です。

⑤ 部屋の使用者及び利用者が使用する駐車場

ア. 使用者（大船渡市による目的外使用許可を受けた者）

盛中央団地の共同施設として整備した駐車場のうち、大船渡市が指定し、かつ、許可した区画について、使用するものとします。

イ. 利用者（センター利用者や団地住民等）

盛中央団地の共同施設として整備した駐車場のうち、大船渡市が指定した区画について、使用するものとします。